

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月29日
【発行者の名称】	株式会社コヤマ・ミライエ
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 小山 武
【本店の所在の場所】	静岡県富士市伝法878番地の15 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は最寄りの 連絡場所で行っております。)
【電話番号】	—
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区中原813番地の2
【電話番号】	054-260-7410
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 鈴木 雅人
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052-589-2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社コヤマ・ミライエ https://www.koyama-miraie.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 (中間)	第23期 (中間)	第21期	第22期
会計期間	自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日	自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日	自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日	自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日
売上高 (千円)	4,037,766	4,760,292	6,875,742	7,813,525
経常利益 (千円)	37,138	175,024	256,313	104,896
中間(当期)純利益 (千円)	24,980	120,514	178,128	72,167
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	200	200,000	200	200,000
純資産額 (千円)	423,536	591,236	398,555	470,722
総資産額 (千円)	1,607,072	1,790,959	1,741,315	1,624,867
1株当たり純資産額 (円)	2,117.68	2,956.18	1,992.77	2,353.61
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	124.90	602.57	890.64	360.84
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.35	33.01	22.89	28.97
自己資本利益率 (%)	6.08	22.70	57.56	16.60
株価収益率 (倍)	—	—	—	9.7
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△173,354	77,828	263,492	△56,242
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△41,460	△6,639	△50,441	△50,185
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△29,919	△40,073	60,900	△74,391
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	638,024	733,053	882,759	701,938
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人 員〕 (名)	37 〔5〕	42 〔3〕	37 〔8〕	40 〔4〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
2. 株価収益率については、当社株式の上場が2025年9月11日であるため、それ以前については記載していません。また、第23期中間期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため記載していません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
4. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条5項の規定に基づき、第21期の財務諸表を、第128条第3項の規定に基づき第22期の財務諸表を、それぞれきぼう監査法人の監査を受けております。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第22期の中間財務諸表を、第128条第3項の規定に基づき、第23期の中間財務諸表を、それぞれきぼう監査法人の期中レビューを受けております。
5. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推

移について、記載しておりません。

6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 当社は、2025年6月16日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当社は、中古自動車の買い取りを主な事業として取り組んでおります。

「お客様にとって、車に関することなら何でも相談できる存在」となることを目指して、世代を問わず当社をご利用頂けるように、店舗型の運営を主としており、現在、静岡県内に12店舗を構え、運営しております。

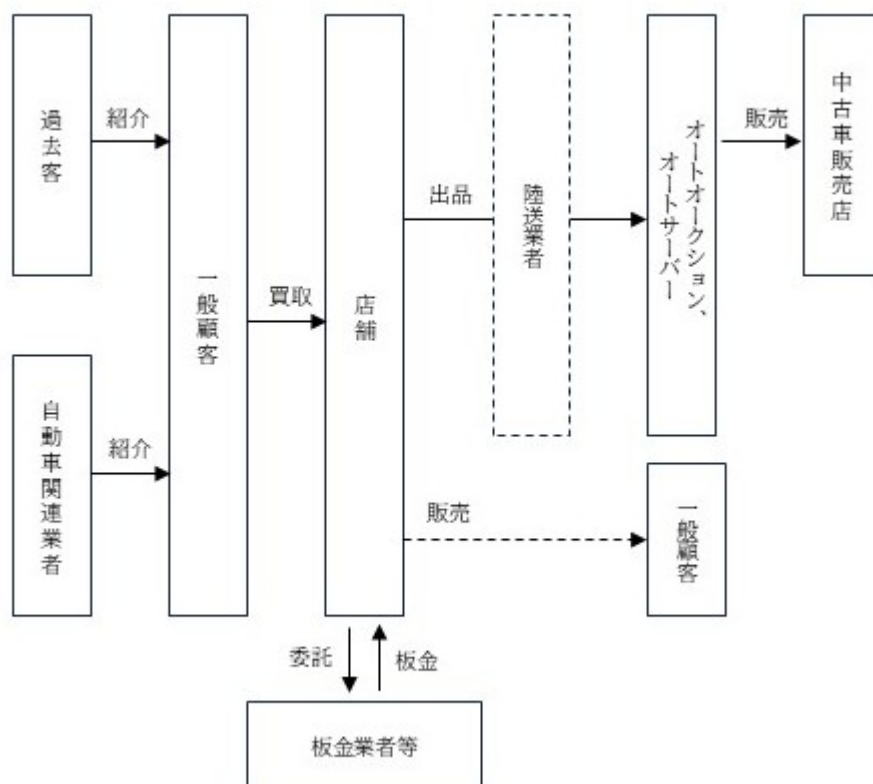
事業の内容としては、主に店舗に来店頂いた一般消費者の車を買取り、オートオークションにて出品・販売しております。

当社の顧客は一般消費者ですが、過去利用して頂いたお客様や、店舗周辺の自動車取扱店から紹介頂くお客様が主な顧客となっております。このように紹介によって顧客を獲得することで、成約率を高め、効率的な営業活動を行うことができております。そのためには、目の前のお客様や関係する業者様に対して、真摯で誠実な対応をすることがとても重要であるため、社員教育に力を入れており、どの店舗においても同水準のサービスや顧客対応ができるように努めております。

また当社は中古車買取事業に注力するため、一般顧客への自動車の販売事業は主として行っておりません。自動車の整備や車検、メンテナンス、保険代理店事業等の周辺事業については、取引業者への委託・仲介を主とし、当社では行っておりません。

中古自動車業界の相次ぐ不祥事によって中古自動車業界全体に対するイメージが悪化しているため、当社としては、自動車の販売や周辺事業は行わず、自動車の買取に専念している企業として発信していくことで、一般消費者からの安心を獲得できるよう取り組んでいます。さらに、コンプライアンス意識の醸成及び内部管理体制の強化に継続的に取り組むことで、同業他社で発生したような不祥事を未然に防ぐ体制の構築に努めています。

事業の系統図は以下のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	2026年3月31日現在
			平均年間給与(千円)
42 (3)	33.1	4年10か月	5,149

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与の計算には、臨時雇用者は含めておりません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復が続いており、企業においては事業拡大や人手不足の解消に向けてのAI活用やIT投資が活発化しております。一方で、米国の通商・関税政策による影響やウクライナ情勢の長期化、新たなイラン情勢の勃発に伴う地政学的リスクの顕在化に加え、物価上昇に伴う消費マインドの下振れリスクが高まるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社をとりまく経営環境としては、我が国の中古車業界について、当中間会計期間における国内中古車登録台数は3,225,082台となり、前年同期比で96.2%の結果となりました。一方、新車登録台数は2,353,617台となり、前年同期比97.8%の結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）なお、前中間会計期間では、新車供給が回復し、新車販売台数が増加（前年比3.3%増）しました。新車の登録台数は、下取りや買取による中古車の供給増加につながり、中古車相場の下落要因となっています。これにより、低年式車や一部のミニバンで価格が下落しました。一方で、円安の進行などの影響もあり、海外向け中古車価格は高値で推移しました。

中古車価格の高騰は、2024年頃をピークに落ち着きつつあるものの、当事業年度中高値で推移することが予想されます。特に、1月に入って中国政府は軍民両用品目の日本への輸出禁止措置を発表しました。この規制対象品目には、レアアースも含まれているといわれています。レアアースはハイブリッド車などの電動車に必要な資源であり、日本は現在その7割を中国からの輸入に頼っています。今後、輸出規制によって新車の納期遅延が生じ、結果的に中古車価格も高騰する可能性があります。一方、冒頭で記載した通り、新たに勃発したイラン情勢に伴い、2026年3月2週目を境にオートオークション相場が下落の兆しとなっています。主要取引先である株式会社シーエーエー及び株式会社ユー・エス・エスの成約車両単価を見ると、2026年3月の株式会社シーエーエーは921千円で対前月比9.5%減少、株式会社ユー・エス・エスは1,220千円で対前月比11.6%減少となりました。前年同月と比較すると、株式会社シーエーエーは5.0%増加、株式会社ユー・エス・エスが9.3%増加となり高単価ではあるものの、相場下落が続く可能性があります。そのため今後とも自動車業界全体の動向に加え、為替・世界情勢の変化に注視してまいります。

このような市場環境の中で、オークション相場は不安定であり、当社としましては、新規顧客の獲得、自動車買取台数の増加に注力しました。

その結果、当中間会計期間において、買取台数4,079台（前年同期比0.2%減）と買取計画台数に対してプラス102台の結果となりました。当中間会計期間の売上高は4,760,292千円（前年同期比17.9%増）となり、営業利益は174,293千円（同323.4%増）、経常利益は175,024千円（同371.3%増）、中間純利益は120,514千円（同382.4%増）となりました。

なお、当社は「中古車買取事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は733,053千円となり、前事業年度末に比べ31,114千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は77,828千円となりました。これは主に、税引前中間純利益181,524千円、売上債権が47,518千円増加したこと、法人税等の還付額21,880千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は6,639千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6,825千円、敷金の差入による支出8,150千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は40,073千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出37,558千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
中古車買取事業	4,291,969	114.9
合計	4,291,969	114.9

(2) 受注状況

当社は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
中古車買取事業	4,760,292	117.9
合計	4,760,292	117.9

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)		当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社シーエーエー	2,250,908	55.7	2,419,867	50.8
株式会社ユー・エス・エス	1,482,329	36.7	1,994,888	41.9

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材について

当社は、縦割りの組織ではなく、横との連携を密にとり、効率的かつ機動的な経営を志向し、柔軟に事業推進を行い、少人数で最大の価値とパフォーマンスを生み出す組織体制の構築を目指しております。当社が推進する自動車に関わる事業は様々なノウハウを要する業務であり、人材は極めて重要な経営資源であります。当社が確実な事業推進と企業成長をしていくためには、ノウハウ・情報の共有化、従業員の継続的能力の向上に努めるとともに、専門性の高い人材の確保やマネジメント層並びに次世代を担う若手社員の採用及び育成・教育が不可欠であります。しかしながら、当社が求める人材の確保や育成が十分できない場合、あるいは現時点における有能な人材が社外流出した場合には、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(2) オートオークションへの依存について

当社は、売上の大部分を株式会社シーエーエー及び株式会社ユー・エス・エスの運営するオートオークション会場への出品に依存しております。当社は、当該オークション会場が定める規約を遵守すべく業務手続を整備し、当該手続きに則り業務を遂行するよう努めておりますが、オペレーションミスや予期せぬ事故等により、オークション規約に抵触し、オークション会場から取引停止等の処分を受ける可能性は皆無ではなく、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、需給バランスが乱れることによって、オートオークション会場の相場が低迷した場合、仕入値を十分に上回る価格による販売が出来ず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合他社の動向について

当社は成長市場である中古車買取業界において、お客様を最優先としたサービスと経営戦略により競争優位性を確立し、持続的な成長を目指しております。「適正な価格と透明性の確保」に加え、地域密着型のサービスとオンライン対応のハイブリッド戦略を強化し、ステークホルダーの皆様信頼いただける企業となるべく努めてまいります。

現在、中古車買取業界では、大手チェーン店やオンライン専門の買取業者が市場シェアを拡大しています。特に全国展開している大手企業は、広告戦略やブランド力を活かし、多くの顧客を獲得しています。一方、オンライン買取業者は、AI査定やデータドリブンな価格設定を導入し、効率的な買取を進めています。また最近では、自動車メーカー系の中古車事業も活発化しており、メーカー認定中古車の販売強化により、消費者が直接ディーラーで売却する流れも増えつつあります。さらに、フランチャイズ型の買取業者も増加しており地域ごとの需要に応じたサービスを高めることで大手との競争力を高めています。このような業界状況の中において、ユーザーの分散、顧客離れによる、商品車両の仕入数の減少等、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 古物商許可取消について

当社は中古車の買取業務を行うにあたり、古物営業法の適用を受けております。当社は、古物取扱業者として、静岡県公安委員会より許可を受け、中古車自動車の買取業務を適正に行っております。しかしながら、今後、法改正が生じた際の対応が不十分であったり、業務上のミス等により取消事由に抵触する事態が生じ、古物商許可が取消された場合、中古車の買取業務を法的に継続することができず、即時に営業停止を余儀なくされ、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現時点において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株

主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(6) 有利子負債への依存について

当社が拡大を進める中で、新規事業や新店舗の増設等には多額の投資が必要であり、当社は、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大等に必要な資金調達が困難になる場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定人物への依存について

当社の代表取締役CEOである小山武は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合、現状では当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等について

当社は、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が販売する商品、サービスに関して、瑕疵等の発生、クレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報について

当社は、営業活動上お客様の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底等、個人情報の管理体制の整備を行なっておりますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害、感染症について

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行（パンデミック）が発生した場合、当社の営業活動に支障が生じる可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的、人的被害により、当社の事業戦略や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社の組織規模は小規模であり、内部管理体制も組織規模に応じたものとなっております。今後、事業の拡大に伴い、適切かつ十分な人的・組織的対応ができない場合、既存の人材の社外流出、病気等における長期休業が生じ、当社の業務遂行に支障が発生する可能性や、当社の提供しているサービスの品質が低下する恐れがあります。当社では事業の拡大に伴う増員を行うとともに、組織的に従業員同士の業務ノウハウの共有、また内部管理体制の一層の充実を進めていきます。

(12) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは名南 M&A 株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の

事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記的事象が発生した場合には、名南M&A株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a j に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、

法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会

社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る

決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・運用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は1,414,802千円となり、前事業年度末に比べ151,477千円増加いたしました。これは、現金及び預金が31,114千円、売掛金が47,518千円、商品が99,323千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は376,157千円となり、前事業年度末に比べ14,615千円増加いたしました。これは、繰延税金資産が11,270千円、投資その他の資産（その他）が8,186千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は622,955千円となり、前事業年度末に比べ87,208千円増加いたしました。これは、買掛金が5,871千円、1年内返済予定の長期借入金が5,842千円、未払法人税等が71,669千円増加したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は576,767千円となり、前事業年度末に比べ41,629千円減少いたしました。これは、長期借入金が43,400千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は591,236千円となり、前事業年度末に比べ120,514千円増加いたしました。これは、利益剰余金が増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間の経営成績の分析につきましては、「1 【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「1 【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4 【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「3 【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。経営者は、事業を拡大し、持続的な成長を実現するために様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するため、常に事業環境についての情報を入手し、戦略の策定、顧客ニーズの把握等、企業規模の拡大に応じた内部管理体制・組織の整備を進め、企業価値のさらなる向上を目指して取り組んでおります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、中古車の仕入高、人件費や店舗家賃等の販売費及び一般管理費等であります。また、投資を目的とした資金需要の主なものは新店舗開店時における設備投資等によるものであります。当社は事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの借入を基本としており、設備投資資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの借入を基本としております。

第 4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(新設計画)

2026年 3 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (千円)		資金調達方法	着手及び完成予定	
		総額	既支払額		着手年月	完成年月
沼津大岡店 (静岡県沼津市)	店舗	35,300	50	自己資金	2026年4月	2026年6月

(注) 上記の投資予定額には、資産計上されず費用処理される可能性のある部分を含んでおります。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年3月31日	—	200,000	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
小山 武	静岡県静岡市葵区	199,900	99.95
山岸運送株式会社	静岡県島田市大柳266	100	0.05
計	—	200,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

4 【株価の推移】

【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低価格は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年10月から2026年3月については売買実績がありません。

5 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報の公表日までにおいて役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)の中間財務諸表について、きぼう監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	701,938	733,053
売掛金	97,568	145,087
商品	418,706	518,029
貯蔵品	435	1,108
未収還付法人税等	22,560	—
前渡金	3,758	1,696
前払費用	16,466	13,831
その他	1,889	1,995
流動資産合計	1,263,324	1,414,802
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	※1 174,611	※1 176,359
構築物(純額)	25,916	24,949
機械及び装置(純額)	3,570	3,321
車両運搬具(純額)	12,198	10,310
工具、器具及び備品(純額)	5,174	4,271
土地	※1 71,284	※1 71,534
リース資産(純額)	11,487	9,200
有形固定資産合計	※2 304,243	※2 299,947
無形固定資産		
ソフトウェア	5,001	4,783
無形固定資産合計	5,001	4,783
投資その他の資産		
出資金	80	80
長期前払費用	14,798	14,470
繰延税金資産	4,786	16,057
その他	33,917	42,104
貸倒引当金	△1,285	△1,285
投資その他の資産合計	52,297	71,426
固定資産合計	361,542	376,157
資産合計	1,624,867	1,790,959

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,663	13,535
短期借入金	350,000	350,000
1年以内返済予定の長期借入金 ※1	79,298	※1 85,140
リース債務	4,724	4,264
未払金	42,429	45,619
未払費用	10,021	10,107
未払法人税等	611	72,280
前受金	6,586	10,290
預り金	6,454	4,599
賞与引当金	11,389	11,930
その他	16,567	15,187
流動負債合計	535,746	622,955
固定負債		
長期借入金 ※1	602,409	※1 559,009
リース債務	7,724	5,669
資産除去債務	3,000	6,825
その他	5,264	5,264
固定負債合計	618,397	576,767
負債合計	1,154,144	1,199,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	420,722	541,236
利益剰余金合計	420,722	541,236
株主資本合計	470,722	591,236
純資産合計	470,722	591,236
負債純資産合計	1,624,867	1,790,959

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)		当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)	
売上高	※ 1	4,037,766	※ 1	4,760,292
売上原価	※ 2	3,621,255	※ 2	4,191,077
売上総利益		416,511		569,215
販売費及び一般管理費	※ 3	375,348	※ 3	394,922
営業利益		41,162		174,293
営業外収益				
受取利息		398		858
不動産賃貸収入		3,867		4,026
広告収入		—		2,196
固定資産売却益		270		2,205
その他		780		741
営業外収益合計		5,316		10,027
営業外費用				
支払利息		6,902		6,926
不動産賃貸原価		1,472		1,992
その他		965		377
営業外費用合計		9,340		9,296
経常利益		37,138		175,024
特別利益				
受取補償金		—		6,500
特別利益合計		—		6,500
税引前中間純利益		37,138		181,524
法人税、住民税及び事業税		2,072		72,280
法人税等調整額		10,085		△11,270
法人税等合計		12,157		61,010
中間純利益		24,980		120,514

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	37,138	181,524
減価償却費	15,127	14,128
受取補償金	—	△6,500
賞与引当金の増減額(△は減少)	△670	540
受取利息及び受取配当金	△398	△858
支払利息	6,902	6,926
売上債権の増減額(△は増加)	1,415	△47,518
棚卸資産の増減額(△は増加)	△111,938	△99,995
仕入債務の増減額(△は減少)	△6,290	5,871
その他	△24,906	7,897
小計	△83,618	62,016
利息及び配当金の受取額	398	858
利息の支払額	△6,902	△6,926
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△83,231	21,880
営業活動によるキャッシュ・フロー	△173,354	77,828
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△41,735	△6,825
補償金の受取額	—	6,500
敷金の差入による支出	—	△8,150
その他	275	1,835
投資活動によるキャッシュ・フロー	△41,460	△6,639
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金返済による支出	△28,152	△37,558
リース債務返済による支出	△1,767	△2,515
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,919	△40,073
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△244,734	31,114
現金及び現金同等物の期首残高	882,759	701,938
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 638,024	※ 733,053

【注記事項】

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,050千円は、「固定資産売却益」270千円、「その他」780千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
建物	10,534 千円	9,553 千円
土地	71,284	71,284
計	81,819	80,838
	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
1年以内返済予定の長期借入金	5,261 千円	39,996 千円
長期借入金	45,308	150,005
計	50,569	190,001

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	186,729 千円	200,525 千円

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
商品評価損	7,370 千円	9,849 千円

※3 販売費及び一般管理費のうち、主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
販売手数料	31,558 千円	30,469 千円
運搬費	36,167	37,929
役員報酬	26,500	30,250
給料及び手当	80,174	96,338
賞与	—	3,260
賞与引当金繰入額	10,079	11,930
広告宣伝費	60,601	40,576
減価償却費	14,874	13,588
地代家賃	30,108	31,261

(株主資本関係)

前中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1 配当金の支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1 配当金の支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	638,024 千円	733,053 千円
現金及び現金同等物	638,024	733,053

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
オークション販売	3,718,027	4,412,646
店舗販売	302,757	330,828
その他	16,981	16,817
顧客との契約から生じる収益	4,037,766	4,760,292
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	4,037,766	4,760,292

(注) 「その他」の区分には、各種整備、修理等の付帯サービスを含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31 日)	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
1 株当たり中間純利益	124.90	602.57
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	24,980	120,514
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	24,980	120,514
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 1 当社は、2025年 6 月16日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2025年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はございません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月24日

株式会社コヤマ・ミライエ

取締役会 御中

きぼう監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 石 崎 勝 夫

指定社員
業務執行社員

公認会計士 玉 置 啓 太

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コヤマ・ミライエの2025年10月1日から2026年9月30日までの第23期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コヤマ・ミライエの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通

じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。